

令和2年3月吉日

お客様各位

お知らせ

民法改正による預金規定等の改定について

当組合は、令和2年4月の改正民法施行に伴い、令和2年4月より、預金規定等を改定いたします。

改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

1. 対象となる預金規定等

- 当座勘定規定（一般当座用）
- 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- 共通規定
 - 普通預金規定
 - 貯蓄預金規定
 - 納税準備預金規定
- 通知預金規定
- 定期性総合口座取引規定
- 定期積金規定
- 定期預金共通規定
 - 自由金利型定期預金(M型)規定(ス-パ°-定期)
 - 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(ス-パ°-定期)
 - 自由金利型定期預金規定(大口定期)
 - 自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期)
 - 期日指定定期預金規定
 - 自動継続期日指定定期預金規定
 - 変動金利定期預金規定
 - 自動継続変動金利定期預金規定
- 積立定期預金規定
- 自動貸金庫規定
- 定額自動送金規定

2. 新規定適用開始日

令和2年4月15日(水)

3. 主な改定内容

- (1) 「成年後見人等の届出」の条項に「後見人等の後見等の開始の際の届出に関する条文」を追加した。
- (2) 各種定期預金規定における中途解約制限条項を明確に表示した。

以上

【参考】

改定した条項

上記対象となる預金規定等の全て

第 条（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

上記対象となる預金規定等のうち定期預金関係規定

第 条（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

第 条（利息）

- (1) この預金を定期預金共通規定第9条1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第9条第5項・第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）、ただし、解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

重要なお知らせ

預金規定等の電子化ならびに預金規定小冊子廃止のお知らせ

当組合では、環境に配慮した取組等に対する推進の一環として各預金規定等を電子化させていただきます。（令和2年4月15日より）

電子化の対応により、当組合ホームページで最新の預金規定をご確認いただけるようになったことから、これまで、口座開設時等にお客さまに配布していた預金規定小冊子は廃止させていただきます。

つきましては、該当する預金規定等をクリックのうえ閲覧いただき、必要に応じて印刷願います。

なお、窓口においても、預金規定集を開示しておりますので、係にお声かけ下さい。

以 上



全東栄信用組合